

インパクト志向金融宣言

自走化PT 最終報告

2024年7月1日

インパクト志向金融宣言

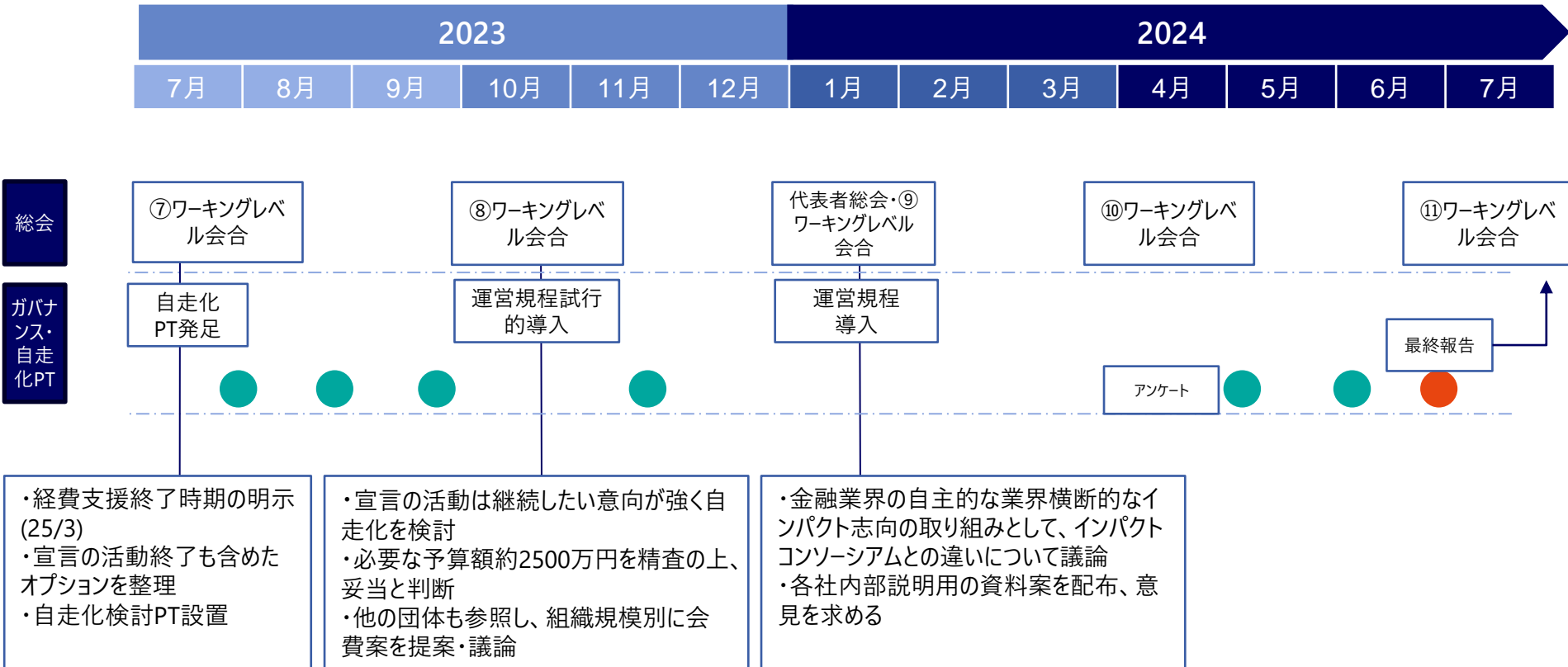
Japan Impact-driven Financing Initiative

自走化PT最終報告

メンバー

- 座長 SMTH金井さん
- 座長 りそなAM松原さん
- SBI新生銀行 長澤さん
- キャピタルメディカベンチャーズ 青木さん
- 京都信金 石井さん
- 住友生命 田中さん
- 大和証券 清水さん
- 農林中金 岡本さん
- みずほ銀行 末吉さん
- UntroD 藤井さん

自走化PTのこれまでの活動と議論



(1) 署名機関からの会費全体でカバーすべき予算水準

現状並みの活動水準維持に必要な「2,500万円」程度の予算が十分に確保出来るよう、個別署名機関の会費水準を設定することを提案する。他方、本宣言の訴求力向上により、署名機関数が想定を超え増加し資金に余裕が出てくれば、新たな企画の実施や、1機関当たりの会費引き下げ等も可能となる。

(2) 1機関当たりの会費水準

他の類似機関でも組織規模に応じて会費に傾斜が設けられていることを踏まえ、以下の会費水準を提案する。

署名金融機関			署名協力機関	
AUM・資産規模	1000億円以下	1000億円超50兆円以下	50兆円超	(規模に関わらず)
会費額(年間)	20万円	50万円	80万円	80万円

なお、署名機関の意向アンケート調査を勘案すると、(1)の予算水準をカバーが出来るか現時点(2024年6月)では定かではないが、年会費の獲得総額の見込み(2,150万円程度+グループ企業20万 x 数社分追加)の範囲内で活動の見込みが立つため、この水準で開始することを想定する。

(3) 会費徴収開始時期

会費徴収については、署名金融機関の2025年度予算としての確保を依頼したうえで、原則として2025年4月を初回の徴収時期として想定する。但し、各機関の予算執行上の個別事情を踏まえ必要な措置を講ずる。

自走化PT提案内容②

(4) グループ機関については、同一の資本傘下にあるグループ金融機関から複数の機関が署名する場合の年会費は、原則として、同一グループ金融機関から追加1社あたり年会費20万円を支払う。

(基本的考え方) 追加1社ごとに変動費相当を賄いうる水準の負担を課す。

- 「同一の資本傘下にある」とはグループ内の連結子会社であることを指す。
- 純粋な持株会社と(次項に定める)主たる署名機関の2つが同時に署名する場合には、当該2社を一体と見做すことができる(つまり追加年会費は不要)。
- 同一金融グループから複数の署名金融機関で署名する場合には、まず「主たる署名機関」を指定し、主たる署名機関が、資産・AUMに応じて基本料率の年会費を支払い、追加1社は、資産・AUM規模を問わず、年会費20万円を支払う。
- 前項に関わらず、署名金融機関から、異なる支払分担率を適用したい旨の要望がある場合には、グループ全体として支払うべき会費総額を変更しない範囲で、複数の署名機関の間での年会費分担比率を別に定めることができる(例えば、2社の場合には、50%・50%も可。あるいは持株会社がグループ全体の総額を払うことも可能)。
- 年会費支払いを行った署名金融機関の役職員のみが分科会を含む宣言の活動に参加できる。但し、署名金融機関に人事上の本籍のある者で他機関への一時的な出向者は、署名機関の名前において活動に参加することができる。また、署名金融機関の役職員として兼職発令のある者も同様に参加することができる。
- 署名金融機関の議決権は、年会費に関係なく1署名金融機関あたり一個とする。
- グループ金融機関の年会費規定は、署名金融機関に限定し、署名協力機関には適用しない。

自走化PT提案内容③

(5) (非営利機関向け) 法的に非営利の機関が署名する場合の年会費は3万円とすることができる。自動的ではなく、「できる」規定とする。当該適用は、運営委員会にて個別に承認が必要とし、運営委員会が必要に応じて活動に追加で要件を課すこともできる。

(基本的考え方) 非営利の金融機関については、その法的ステータスだけで一律に3万円を適用するわけではないが、運営委員会がその機関の活動内容や収益状況を勘案して3万円にすることができるとするもの。非営利であっても収益事業(投融資等)を通じて相応のリターンをあげ、十分な会費支払い能力があると認められる場合にはこの限りではない。追加要件の事例としては、分科会登録人数の制限など。

7月以降自走化までの段取り

- 2024年7月1日 自走化PT
- 2024年7月16日 運営委員会 WL会合上程議案を正式決定
- 2024年7月25日 WL会合 自走化決議（運営規程の改定）
（各社による予算確保）
- 2024年12月 各社継続意向の表明
- 2025年1月 継続署名機関数をベースとした予算計画作成・承認
- 2025年3月 各社継続意向最終決定
- 2025年4月 会費納入（事情により個別に対応する）